

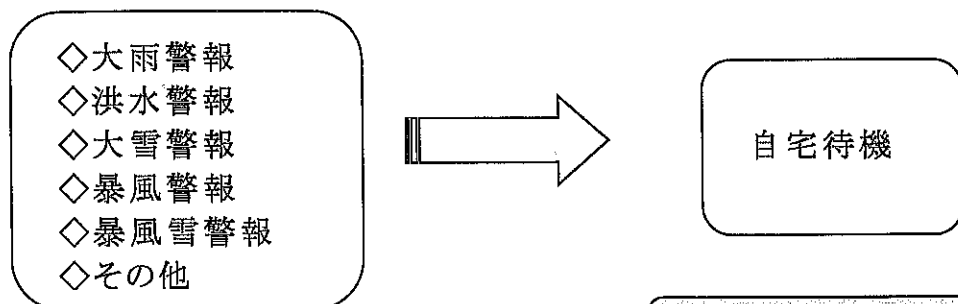
⑮ 気象警報等発令時の対応について

一年間保存

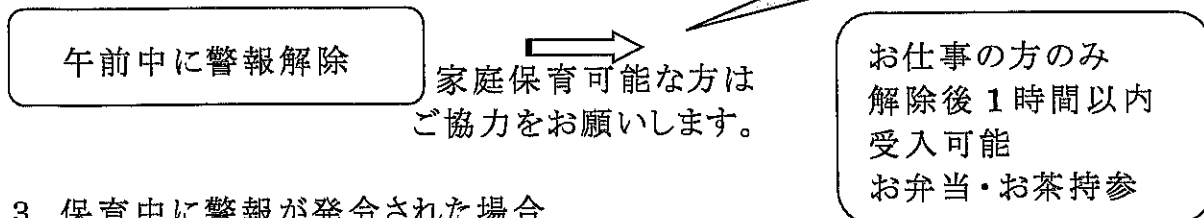
非常災害時における対応について、次のとおりとしますのでお子様の安全を第一に考慮し、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

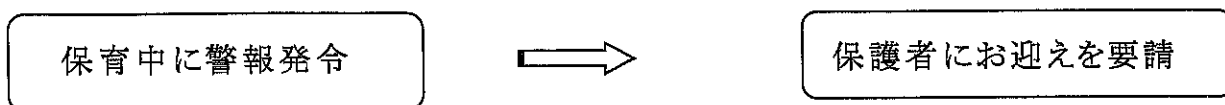
1. 朝7時の段階で警報が発令された場合(京都府北部・中丹・中丹東部地区)



2. 自宅待機中に警報解除になった場合



3. 保育中に警報が発令された場合



※メールにてお迎えの要請をしますが勤務中メールが見られないところは緊急連絡先にその旨の記入をお願いします。

4. その他

・警報中の家庭からのお休みの連絡はいりません。

※緊急の連絡先は必ず連絡の取れる所を記入して下さい。また、連絡先が変更になった場合は速やかに申し出てください。

※土曜日は朝7時の時点で警報が発令されていたら休園です。